

高松駅ビル (No.1253)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年10月6日 香川県知事 池田 豊人

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
令和5年6月2日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
高松駅ビル
高松市浜ノ町6-16、7の一部、8-1、8-3、8-4
- 3 法第8条第2項の規定により住民等から聴取した意見の概要
(意見の概要)
 - ・駅ビルの北側の道路は2車線しかありません。朝・夕のみならず、渋滞のないよう努めていただきたい。(渋滞を招くことにより、自家用車、トラックなどの通行の妨げになるため。)
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間： 令和5年10月6日から令和5年11月6日まで